

一般財団法人エネルギー総合工学研究所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本研究所は、一般財団法人エネルギー総合工学研究所（英文名 The Institute of Applied Energy。略称「IAE」）と称する。

(事務所)

第2条 本研究所は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本研究所は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本研究所は、エネルギーの開発、供給、利用等に関する科学技術上における多くの部門の総合的な研究、開発及びその成果の普及を通じて、エネルギーに関する学術、技術体系の確立及び向上に資するとともに、エネルギーの合理的な開発、安定的な供給及び適正な利用に寄与し、もって国民経済の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エネルギーに係る科学技術に関する調査
- (2) エネルギーの開発、供給、利用等に係る科学技術の資料及び情報の分析法、評価法又は体系化法の開発及び応用に関する研究
- (3) エネルギーの開発、供給、利用等に係る技術上の基礎的事項に関する部門的、総合的な研究
- (4) エネルギーの開発、供給、利用等に係る技術上の応用的事項に関する部門的及び総合的な研究
- (5) 前三号の事業に係る試験
- (6) 原子力発電技術に関する研究及び開発
- (7) 前各号の調査、研究、試験及び技術開発の成果に係る資料の作成、整備及び提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本研究所の目的を達成するために必要な事業

- 2 前条の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 本研究所の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、第4条の事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理及び処分)

第6条 本研究所の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

- 2 本研究所の資産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産の一部を処分しようとするとき、基本財産から除外しようとするとき及び担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会において承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 本研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画)

第8条 本研究所の事業計画書は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第9条 本研究所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に対しこれを提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

第4章 評 議 員

(評議員の定数)

第10条 本研究所に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会が行う。

2. 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行なうために必要な費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分、除外又は担保提供の承認
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第18条 評議員会の議長は、その会議において出席した評議員の互選により選出する。

(評議員会の決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の採決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は評議員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(評議員会の決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長が指名した評議員2名がこれに署名押印する。

第6章 役員、顧問

(役員の設置)

第23条 本研究所に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長を一般法人法上の代表理事とし、前項の副理事長、専務理事及び常務理事を同法197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事及び監事は、評議員を兼ねることができない。

5 この法人の理事については、理事のいずれか1人及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、業務を統轄する。

3 業務執行理事は、理事長を補佐し、また、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、速やかに理事会を開催し、新たに理事長を選出する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、以下に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査すること。

- (2) 本研究所の業務及び財産の状況を監査し、監査報告を作成すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、又はその行為をするおそれがあると認めるときはこれを理事会に報告すること。
- (5) 本研究所において、法令若しくは定款に違反する事実又は著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。
ただし、理事長がその請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする召集通知をしない場合は、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったと認められるとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会の決議を経て、報酬等を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、その職務を行なうために必要な費用の支払をすることができる。

(損害賠償責任の免除)

第30条 本研究所は、役員の一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第

111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第31条 本研究所に、顧問を3名以内置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本研究所に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本研究所の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 その他必要な事項は、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

第7章 理 事 会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度6月及び3月に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 理事長が、前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知をしない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第26条第6項に基づき監事が理事長に招集の請求をするとき、又は自ら招集するとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集す

る。

- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所並びに会議の目的である事項及びその内容を示した書面をもって5日前までに通知をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、役員の中員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、第34条第3項第3号又は第4号の規定により臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選により議長を選出する。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の裁決することによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(理事会の報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。
- 3 理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も署名押印する。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第41条 本研究所の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本研究所の事業活動に参加することができる。

3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款は、第19条第3項の規定に基づき評議員会の決議によって変更することができる。

2 定款変更の対象には、この定款の第3条、第4条及び第11条第1項を含む。

第10章 合併及び解散等

(合併等)

第43条 本研究所は、第19条第3項の規定に基づき評議員会の決議によって一般法人法の法人との合併又は事業の全部を譲渡することができる。

(解散)

第44条 本研究所は、基本財産の滅失による本研究所の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分等)

第45条 本研究所は、剰余金の分配を行なうことができない。

2 本研究所が清算をする場合において、有する残余財産は、第19条第3項の規定に基づき評議員会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本研究所の公告は、電子公告により行なう。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、

官報に掲載する方法により公告を行なう。

第 1 2 章 補 則

(委員会)

第47条 本研究所は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

(事務局)

第48条 本研究所に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を受けて理事長が委嘱する。

(備付け書類及び帳簿)

第49条 主たる事務所は、次に掲げる書類及び帳簿を備え置き、閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (3) 第9条第1項各号の書類
- (4) 監査報告
- (5) その他法令で定めるところによる帳簿及び書類

(実施細則)

第50条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本研究所の最初の代表理事（理事長）は白土良一、業務執行理事は三代真彰、

佐藤憲一とする。

4. 本研究所の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

秋田 徹	石樽顕吉	石塚昶雄	伊藤隆一	太田健一郎
大橋弘忠	蟹沢俊行	久米雄二	竹島克朗	内藤政彦
松井英生	宮本武史	横山明彦		

5. 財団法人エネルギー総合工学研究所の諸規程等は、一般財団法人エネルギー総合工学研究所の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。